

令和8年3月24日（火）

令和7年度第12回定例教育委員会
会議録

我孫子市教育委員会

- 1 招集日時 令和8年3月24日（火）午後2時00分
- 2 招集場所 教育委員会 大会議室
- 3 出席委員 教育長 丸 智彦 委 員 村松 弘康
委 員 新山 訓代 委 員 中村 通宏
委 員 横山 春奈
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席事務局職員
教育総務部長 佐藤 和文
生涯学習部次長兼文化・スポーツ課長兼白樺文学館長兼杉村楚人冠記念館長 辻 史郎
教育総務部次長兼学校教育課長 山崎美弥子
総務課長 高橋 純
指導課長兼小中一貫推進室長 鈴木 美枝
教育相談センター所長 遠藤 美香
生涯学習課長 斉藤 幸弘 鳥の博物館長 大山 絢子
図書館長 中山 千草 少年センター長 佐藤 友一
学校教育課主幹 蛭原 弘治 学校教育課主幹 齊藤 優
- 6 欠席事務局職員
生涯学習部長 菊地 統
生涯学習課主幹 段林 恭子

午後 2 時 0 0 分開会

○丸教育長 ただいまから令和 7 年度第 1 2 回定例教育委員会を開会します。

会議録署名委員指名

○丸教育長 日程第 1、我孫子市教育委員会会議規則第 3 1 条の規定により、会議録署名委員を指名します。村松委員にお願いします。

議案第 1 号

○丸教育長 日程第 2、議案の審査を行います。

議案第 1 号、我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○高橋総務課長 議案第 1 号、我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、御説明します。

提案理由は、令和 8 年度組織見直しに伴い、係の分割及び名称変更を行うため、また、生涯学習出前講座及び地域交流教室の開放に関する事務を生涯学習課の事務として明確に位置付けるとともに、めるへん文庫基金に関する事務を文化・スポーツ課から図書館の事務に、移動図書館に関する事務を図書館分館から図書館利用サービス係の事務に変更するため、提案するものです。

2 ページを御覧ください。第 1 0 条は、学校教育課の係を分割する改正で、現在の「保健給食係」を「保健係」及び「給食係」に分割します。学校給食の業務については、今後、公会計化、給食室への空調設置、国の給食費無償化を進めるに当たり、業務量が増加するため、係を独立させます。別表第 1 は、2 から 3 ページになりますが、係を分割するのに伴い、事務の概目を係ごとに振り分けます。

次に、5 ページを御覧ください。こちらは、教育相談センターの「特別支

援・長期欠席対策係」の名称を「対策」ではなく「支援」に変更します。

次に、4ページに戻っていただき、上の方が生涯学習出前講座及び地域交流教室の開放に関する事務を生涯学習課の事務として明確に位置付ける改正です。

同じページの下の右の列、文化・スポーツ課の事務である「めるへん文庫基金に関すること」を、6ページにあるように図書館の事務とするものです。

最後に、7ページを御覧ください。「移動図書館に関すること」を図書館分館から図書館利用サービス係の事務とするものです。

この改正は、令和8年4月1日から施行します。以上です。

○丸教育長 ありがとうございます。以上で説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。

よろしいですか。

それではないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決します。

議案第1号、我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって、議案第1号は可決されました。

議案第2号

○丸教育長 議案第2号、我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について、事務局から説明をお願いします。

○高橋総務課長 議案第2号、我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について、御説明します。

提案理由は、我孫子市教育委員会行政組織規則の改正に伴い、個別専決事

項の生涯学習課の専決事項に生涯学習出前講座及び地域交流教室の開放に関することを定めるほか、条文を整備するため、提案するものです。

10ページの別表第2を御覧ください。先ほどの議案第1号で生涯学習出前講座及び地域交流教室の開放に関する事務を生涯学習課の事務として明確に位置付けた改正に伴い、それぞれの専決区分をこのように規定します。

なお、9ページの第2条第2号及び第6号の改正は、条文を整備するものです。

この改正は、令和8年4月1日から施行します。以上です。

○丸教育長 ありがとうございます。以上で説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。

よろしいですか。

それではないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決します。

議案第2号、我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって、議案第2号は可決されました。

議案第3号

○丸教育長 議案第3号、我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示の制定について、事務局から説明をお願いします。

○蛭原学校教育課主幹 議案第3号、我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示の制定について、御説明します。

提案理由は、自治体情報システムの標準化・共通化に伴い、新たな様式を

定めるため、また、準要保護者認定基準を見直し、世帯の需要額を生活扶助基準の1.4倍未満の者に改めるとともに、小学校給食費の無償化により、給食費の就学援助支給対象者から小学校を除くほか、条文を整備するため、提案するものです。

まず、「自治体情報システムの標準化・共通化」についてですが、これまで各自治体が個別に構築・運用してきた情報システムを国が定めた標準的な仕様に統一する取組です。この標準化の対象業務に「就学」が含まれるため、新たに就学援助のシステムを導入することになりました。

また、準要保護認定基準の見直しと小学校給食の無償化に伴い、給食費の就学援助支給対象者から小学校を除く等が改正点となります。そのほか、システムの導入により、申請書等の様式の追加や改正点も踏まえて御説明します。

12ページを御覧ください。改正後の第3条では、「就学援助の支給額は、毎年度教育委員会が定める」と改めます。これは、他市町村の要綱や規則においても、就学援助の費目が「教育委員会が定める」とされている例が多いため、それに準じた改正となります。

次に、第5条第1項については、就学援助システムの認定基準と照らし合わせ、「就学援助の認定の可否について決定するものとする」に改めます。

続いて、第5条第2項から次ページの第5項までについては、就学援助システムの導入に伴い、様式を改めるものです。同様に、13ページの第8条及び14ページの第9条についても、就学援助システム導入により、新たな様式の追加及び変更となるものです。

また、第10条については、先ほどの第3条と同様の考え方にに基づき、教育委員会が所管するものと改めます。

続いて、別表第1（第2条関係）に記載されている準要保護者認定基準について、御説明します。

15ページを御覧ください。改正後、別表第1の第9号ではその者の属する世帯における前年の所得額に改め、さらに、生活保護法による保護の基準のうち、扶助費の基準額により算定した当該世帯の需要額の1.4倍未満に改めます。

多くの自治体では、生活保護基準を基に「世帯の所得額」で認定基準を定めており、就学援助システムでも住民税の課税状況の総所得から判定します。準要保護認定基準について、この要綱の制定があった平成23年4月当初は、本市における就学援助の認定率は、全児童生徒数の5%の割合でした。近隣市の認定状況は、6%から7%台の認定率であったため、市としても、7%台の認定率を想定し、財政当局と話し合いを重ねたものです。

要綱設立当時、生活保護基準の1.5倍未満の基準を設けることにより、就学援助の認定率を7%台までに拡大する予測を立て、要綱を整備した経緯です。

現在の就学援助認定率はここ数年で11%後半から12%後半で推移しており、東葛管内においても高い認定率となっています。近隣自治体の認定基準は、鎌ヶ谷市が前年の所得に対して生活保護基準の1.2倍未満、松戸市が1.1倍未満、流山市が1.2倍未満を基準とし、柏市と野田市は前年の収入を基に判断しています。

また、文部科学省が公表している全国の認定基準でも、生活保護基準の1.2倍超から1.3倍以下の割合が最も多くなっています。

要綱制定の15年前と比較すると、経済状況や世帯所得が変化していることや近隣市の認定状況、全国的な認定率も踏まえ、総合的な観点から認定率を0.1%引き下げることにしました。保護者への周知については、年度当初に全児童生徒に配布する「就学援助制度のお知らせ」と「申請書」に認定基準の変更内容を明記するとともに、ホームページ上でも案内を行う予定です。

次に、別表第2（第3条関係）の第7号、給食費について、御説明します。

令和8年度より、準要保護者の小学生の給食費が無償となるため、給食費の支給対象者を「中学全学年」と改めます。

続いて、16ページからは就学援助の申請書や各種様式となります。

17ページの様式第1号「就学援助受給申請書」の裏面を御覧ください。
中段の振込口座欄に、ゆうちょ銀行を追加し、学校徴収金引落とし口座を指定する欄を新たに設けました。また、下部の同意書欄に3項目目を新たに追加しています。

18ページ以降には、就学援助システムの導入に伴う新様式等が掲載されています。

本告示は、令和8年4月1日から施行します。以上です。

○丸教育長 ありがとうございました。以上で説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。

よろしいですか。

それではないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決します。

議案第3号、我孫子市就学援助要綱の一部を改正する告示の制定について、
原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって、議案第3号は可決されました。

議案第4号

○丸教育長 議案第4号、我孫子市学校運営協議会規則の一部を改正する規則
の制定について、事務局から説明をお願いします。

○鈴木指導課長 議案第４号、我孫子市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について、御説明します。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４７条の５第４項の改正に伴い、校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針に、教育課程の編成及び業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項を追加するため、提案するものです。

３２ページを御覧ください。第５条第１項において、第１号として「教育課程の編成に関すること」、第２号として「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和４６年法律第７７号）第７条第１項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること」を追加する改正を行います。

第１号については、改正前の「学校運営の基本方針に関すること」に含まれていた内容を分かりやすく取り出して明記したものです。第２号については、教育職員の残業時間や働き方改革に関する事項を学校運営協議委員に説明し、承認を得ることを明確にしたものです。

この規則は、令和８年４月１日から施行となります。以上です。

○丸教育長 ありがとうございました。以上で説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。

よろしいですか。

それではないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決します。

議案第４号、我孫子市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって、議案第４号は可決されました。

議案第５号、議案第６号

○丸教育長 議案第５号、我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、議案第６号、我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、以上２つの議案は、我孫子市五本松運動広場及びふれあいキャンプ場の管理運営に関する規則の改正に関わる内容となりますので、一括審査とします。事務局から説明をお願いします。

○辻文化・スポーツ課長 議案第５号、我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、議案第６号、我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、合わせて御説明します。

提案理由は、五本松運動広場を整備するに当たり、また、ふれあいキャンプ場と合わせて利用者の利便性を高めることを目的として、指定管理者制度を導入することができるようにするため、また、市民体育館、近隣センター等の公共施設と同様の施設予約方式による使用許可申請手続を定め、様式を追加するほか、条文を整備するため、提案するものです。

主な改正点について、御説明します。

３４ページ以降及び５９ページ以降を御覧ください。

まず、これまで規則で規定していた施設の使用時間及び休日については、今後、条例において規定することとなりました。これに伴い、該当する規定は規則から削除しています。

次に、指定管理者制度の導入に伴い、施設の予約若しくは取りやめについては、「ちば施設予約システム」を使用できるよう整備しました。

また、料金の納付方法については、従来の納入通知書を用いる方式に加え、納入通知書を用いない方式で料金を納めることを規定に盛り込むこととしました。説明は以上です。

○丸教育長 ありがとうございます。以上で説明が終わりました。

それでは、これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。

○村松委員 議案第5号と議案第6号の様式について、「団体名」「登録団体名」「使用団体登録名」など名称の表記が統一されていないことが気になりました。また、「代表者住所」と「住所」、「代表者氏名」と「代表者名」、「電話」と「電話番号」なども表記がばらついています。ふりがなも「ひらがな」と「カタカナ」が混在しているため、関連書類全てで名称と表記の統一をお願いします。

また、54ページと65ページの様式1号「我孫子市公共施設使用者登録申請書」で、「団体名または氏名」の表現があいまいで、団体がない場合は個人名を書く意図を明確化する必要があると思います。また、「登録済み施設」欄に「ふれあいキャンプ場」という施設がないため、ふれあいキャンプ場の申込みをしたい場合は、「体育施設」に該当すると思われますが、一般の方はふれあいキャンプ場が体育施設に該当するとは思にくいところもあるので、手直しが必要かなと思いますがいかがでしょうか。

○辻文化・スポーツ課長 ご指摘いただき、ありがとうございます。

様式間の名称や表記については、「我孫子市公共施設使用者登録申請書」が市の公共施設全体を統括する書類となっていますので、こちらの申請書の表記に合わせて統一を図らせていただく予定です。

また、「我孫子市公共施設使用者登録申請書」の内容については、公共施設全体で統一された様式を使用している関係上、私どもの判断で内容の変更を行えるか申し上げられないため、確認させていただきます。

○丸教育長 ありがとうございます。ほかに御質問等ございますか。

それではないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決します。

議案第 5 号、我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は举手願います。

(賛成者举手)

○丸教育長 举手全員と認めます。よって、議案第 5 号は可決されました。

○丸教育長 次に、議案第 6 号、我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は举手願います。

(賛成者举手)

○丸教育長 举手全員と認めます。よって、議案第 6 号は可決されました。

議案第 7 号

○丸教育長 議案第 7 号、我孫子市五本松運動広場整備事業者選定委員会規則を廃止する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○辻文化・スポーツ課長 議案第 7 号、我孫子市五本松運動広場整備事業者選定委員会規則を廃止する規則の制定について、御説明します。

提案理由は、我孫子市五本松運動広場整備事業者選定委員会が任務を終えたことから、我孫子市五本松運動広場整備事業者選定委員会を廃止するため、提案するものです。

令和 8 年 1 月の定例教育委員会において可決されました「我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について」に伴い、我孫子市五本松運

動広場整備事業者選定委員会を廃止することとなりました。これにより、当該委員会の組織や委員に関する規則も廃止するものとします。以上です。

○丸教育長 ありがとうございます。以上で説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。

よろしいですか。

それではないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決します。

議案第7号、我孫子市五本松運動広場整備事業者選定委員会規則を廃止する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって、議案第7号は可決されました。

議案第8号

○丸教育長 議案第8号、我孫子市五本松運動広場及び我孫子市ふれあいキャンプ場指定管理者選考委員会要綱の制定について、事務局から説明をお願いします。

○辻文化・スポーツ課長 議案第8号、我孫子市五本松運動広場及び我孫子市ふれあいキャンプ場指定管理者選考委員会要綱の制定について、御説明します。

提案理由は、我孫子市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第14条の規定に基づき設置する我孫子市五本松運動広場及び我孫子市ふれあいキャンプ場指定管理者選考委員会の組織、運営等に関し必要な事項を定めるため、提案するものです。

72ページを御覧ください。

第2条は、選考委員会で調査審議する内容について規定しています。第3

条は、委員会の組織と構成についてです。第4条では、委員の任期を3年と定めています。第5条は、委員長及び副委員長を置く規定です。第7条は、委員会の庶務を文化・スポーツ課が担うことを定めています。

なお、この要綱は、令和8年4月1日から施行します。以上です。

○丸教育長 ありがとうございました。以上で説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。

よろしいですか。

それではないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決します。

議案第8号、我孫子市五本松運動広場及び我孫子市ふれあいキャンプ場指定管理者選考委員会要綱の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって、議案第8号は可決されました。

議案第9号

○丸教育長 議案第9号、我孫子市生涯学習推進委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について、事務局から説明をお願いします。

○段林生涯学習課主幹 議案第9号、我孫子市生涯学習推進委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について、御説明します。

提案理由は、我孫子市生涯学習推進委員会の構成員に鳥の博物館の課長又は課長補佐を加えるほか、条文を整備するものです。

この推進委員会は、市の庁議の構成員により構成する「生涯学習推進本部」という組織が令和2年5月に廃止されたことを受け、生涯学習推進本部の「幹事会」を引き継ぐ形で設置されたもので、生涯学習推進計画の策定や実施

に関することについての協議等を通じて、生涯学習に関する施策を総合的に推進することを目的としています。本部会議の幹事会の頃から、鳥の博物館はメンバーではありませんでしたが、生涯学習部に属する課であり、生涯学習推進計画の実施計画にも鳥の博物館の施策が複数あるため、今回、推進委員会の委員として加えようとするものです。

次に、条文の改正内容について、新旧対照表で御説明します。75ページを御覧ください。

第3条は、推進委員会の構成員を定める条ですが、その構成員の表に鳥の博物館を加え、鳥の博物館の課長又は課長補佐を構成員とできるようにするとともに、課の並び順を組織順に改めます。

次に、第7条、補則ですが、これは委員会の設置要綱の補則として、一般的な表現に改めるものです。

最後に、附則ですが、この告示の施行は、令和8年4月1日を予定しています。以上です。

○丸教育長 ありがとうございます。以上で説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。

よろしいですか。

それではないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決します。

議案第9号、我孫子市生涯学習推進委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって、議案第9号は可決されました。

諸 報 告

○丸教育長 日程第3、諸報告を議題とします。

事前に配付された事務報告、事務進行予定資料等に補足する説明や追加する事項が4点ありますので、まず始めにそちらから説明します。

1点目、我孫子市第3次生涯学習推進計画・実施計画（改訂版）について、斉藤生涯学習課長、お願いします。

○斉藤生涯学習課長 別冊「我孫子市第3次生涯学習推進計画・実施計画（改訂版）」2ページを御覧ください。まず、これまでの検討経過について御説明します。第三次生涯学習推進計画の計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間となっており、令和7年度で計画期間が終了します。しかし、国の動向や県内の策定状況を調査した結果と現計画の計画期間等について検討した結果、生涯学習推進計画を2年間継続することとし、今後の計画の在り方について検討することとしました。

次に、3ページを御覧ください。計画期間の考え方です。

生涯学習推進計画は、教育振興基本計画と整合性を図りながら推進することとしています。現在進められている第3期教育振興基本計画は令和6年度から令和9年度までの期間となっています。これを踏まえ、生涯学習推進計画については、教育振興基本計画との整合を保つため、第三次生涯学習推進計画の基本的な考え方（基本理念、基本方針、基本目標）を継続するとともに、その計画期間を2年間延長し、教育振興基本計画と合わせることを検討しております。このことから、生涯学習推進計画については、教育振興基本計画との整合を図る上で、第3次生涯学習推進計画の基本的な考え方（基本理念、基本方針、基本目標）を継続するとともに、その計画期間を2年間延長し、教育振興基本計画と合わせることを考えています。

次に、13ページを御覧ください。

第3章では、各課に事業内容を調査の上、個別事業の修正を行いました。それぞれの事業の趣旨・目的やこれまでの組織改正による担当課の修正等を反映しております。

次に、39ページを御覧ください。

令和7年度以降の新規事業と統合した事業、令和3年度以降に廃止・休止した事業を一覧にしました。この実施計画にある168の個別事業について、今後進行管理をしていきたいと考えます。

また、この改訂案につきましては、令和7年7月に生涯学習を推進する生涯学習審議会に報告した後、令和7年10月に生涯学習推進計画の進行管理を行っている庁内の組織である生涯学習推進委員会に報告しました。その後、各課に個別事業の内容について調査を実施し、内容を整理して改訂版を作成の上、令和8年1月の生涯学習審議会に諮り、了承されています。以上です。

○丸教育長 ありがとうございました。

御質問等あればお願いします。

よろしいですか。

続いて2点目、我孫子市文化芸術振興基本方針について、辻文化・スポーツ課長、お願いします。

○辻文化・スポーツ課長 我孫子市文化芸術振興基本方針は、平成13年12月7日に定められた文化芸術振興基本法に基づき、平成21年6月30日に我孫子市文化芸術振興条例を定めました。翌年22年2月には、条例に基づく基本的な方針として平成22年度から平成27年度の5年間を計画期間とする我孫子市文化芸術基本方針を定めました。その後、平成28年4月に一部修正を行いました。その際に我孫子市第3次生涯学習推進計画と合わせる形で平成28年度から令和7年度の10年間、つまり令和8年3月31日までを計画期間としました。

現在、我孫子市第3次生涯学習推進計画は、計画期間を2年間延長して令和9年度までとし、我孫子市教育振興基本計画に包括する方向で検討していることから、この基本方針についても期間の満了を迎えるに当たり、部分的な修正を行った上で2年間延長したいと考えています。

それでは、別冊「我孫子市文化芸術振興基本方針」を御覧ください。今回の部分的な修正の主な内容をについて、御説明します。

1つ目は、6ページ上段の「○文化芸術活動や発表の場の確保」について、新たな文化交流拠点施設に関して市の財政状況等を踏まえつつ、施設整備の方向性を検討していくこととしました。

2つ目は、同じく6ページ最下段の「○中学校部活動地域展開への支援」に、令和8年9月からの部活動の地域展開を念頭に置いた記述を追加しました。

3つ目は、7ページ下から2つ目の「○歴史的、文化的遺産の保存、活用」で、令和2年度に策定し、国の認定を受けた「我孫子市文化財保存活用地域計画」に基づき、文化財の保存と活用を図る旨を記載しました。

4つ目は、8ページ上段の「○歴史的、文化的遺産などに関する情報発信の充実」において、地域計画に記載されたメディアを通じた情報発信や市民との連携による取り組みについて盛り込みました。

今後も引き続き、市の文化芸術の振興に努めてまいります。以上です。

○丸教育長 ありがとうございました。

御質問等あればお願いします。よろしいですか。

続きまして3点目、我孫子市立小中学校職員の働き改革推進プラン（案）について、山崎学校教育課長、お願いします。

○山崎学校教育課長 我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進プランの改訂について、御報告します。

まず、改訂に至った経緯について御説明します。

昨年6月に、公立の義務教育諸学校等における働き方改革を一層推進するため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、教育委員会には文部科学省が定める「教育職員の健康及び福祉の確保を図るための指針」に即して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定及び公表が義務付けられました。

我孫子市教育委員会では、既に「我孫子市立学校職員の働き方改革推進プラン」を策定し、業務改善や教職員の意識改革に取り組んでいるところですが、今回、国の指針において、計画策定において踏まえるべき内容等が新たに位置づけられたことにより、プランの改訂を行うことといたしました。

続いて、改訂後の主な内容について、御説明します。別冊「我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進プラン」1ページを御覧ください。

まず、1ページ、「計画の趣旨・現状」では、令和5年度から7年度までの教諭等の時間外在校等時間の状況を記載しています。時間外在校等時間は、年々減少傾向にありますが、部活動や生徒指導等の影響により、中学校の時間外が上限の1か月45時間を超える割合が高い状況です。

次に、2ページ、今後の「目標」となります。(1)は、時間外在校等時間に関する目標となり、特に②の「年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする」目標は、令和11年度までの政府目標に準じて設定しており、本プランの計画期間も令和11年度までとしています。

なお、中学校では、部活動等により時間外が多くなっていますが、令和8年9月から休日部活動の地域展開を行っていくことから、時間外の減少を想定した目標設定です。

また、(2)の「ワークライフバランスや働きがいに関する目標」には、年次有給休暇の取得やストレスチェックの結果を目標値としています。我孫子市は有給取得しやすい環境であり、ストレスチェックの結果も全国平均と同

等又は下回っていることから、現状維持に近い目標値となっています。

続いて、4 ページから 9 ページまでは、「業務量管理・健康確保措置の内容」になります。

4 ページの「(1) 業務の 3 分類における人員体制の確保」については、国が定める「イ 学校以外が担う業務」「ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務」「ハ 教師の業務のうち負担軽減を促進すべき業務」と学校と教師の 3 分類を位置づけており、これまでの取組として「14」あった項目を今回の改正により「19 項目」に見直しされ、プランに位置づけ、取り組むこととされました。

新たな追加項目は、4 ページ下から 2 つ目、「◆保護者等からの過剰な苦情等に対して、教育委員会等の行政との連携」と 5 ページに記載の 4 つの項目になります。特に 5 ページ上段の 2 つの項目については、昨年 9 月から導入した新システムにより、各学校のホームページ作成や管理の簡易化、ICT を活用した情報共有の推進、個別学習の充実を図っていきます。

そのほか、7 ページ後段から 9 ページについては、これまで取り組んできたノー残業デーや電話対応など、「学校における措置」や「教育職員の健康及び福祉の確保の取組」、「その他プランを推進するための対応策」を記載しています。

最後に、10 ページの「4. 関連する取組、今後のフォローアップについて」になりますが、今後、計画の変更があった場合や毎年度の目標達成状況等については、ホームページ等で公表し、総合教育会議においても報告することが義務付けられます。

また、今後、本プランの内容に照らして課題がある学校に対しては、教育委員会が聞き取りや指導等を行うとともに、市長部局と連携を図りながら、保護者や地域へ周知し、「業務の 3 分類」をはじめ、この働き方改革プランの

項目に協力を得られるよう取り組んでいく必要があります。以上です。

○丸教育長 ありがとうございました。

御質問等あればお願いします。

○横山委員 質問ではありませんが、最近、先生方が御自身のお子さんの式典や運動会などでお休みされていることがあります。それはとても良いことだと保護者は受け止めています。先生方は普段からとても頑張ってくださいているのは皆が理解していますので、御自身のお子さんのことや体調不良など、必要なときにはしっかり休むことが大切だと思います。先程、我孫子市では有給が他の市に比べて取得しやすいと聞いて安心しました。これからもそのような環境づくりを進めていただきたいと保護者は思っています。

○山崎学校教育課長 ありがとうございます。各学校においても、このプランに基づき、教職員の働き方改革や健康管理に取り組んでいます。引き続き、学校現場へ適切に周知し、より良い職場環境の実現を目指してまいります。

○丸教育長 ほかに質問等ありますか。よろしいですか。

この働き方改革推進プランに掲げられている計画については、年度ごとの進捗状況等の結果を総合教育会議で報告するとともに、学校運営協議会においても協議を行う形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

続きまして4点目、部活動の在り方に関するガイドラインについて、鈴木指導課長をお願いします。

○鈴木指導課長 部活動の在り方に関するガイドラインの改定について、御説明します。こちらは、我孫子市立学校職員の働き方改革推進プランの改定に伴い、令和8年4月1日付で改定するものです。

主な改定点は以下の3点です。

1つ目は、2ページの「地域移行」の文言を「地域展開」と変更しました。

2つ目は、4ページ及び6ページで、市の補助金の対象に県大会の「交通

費」が含まれる場合があることを追記しました。

3つ目は、7 ページの「地域や他機関との連携」の項目に、地域の部活動指導員に加え、「地域クラブ指導者及び指導ボランティア」を追加しました。

また、2 ページには、「令和8年9月以降、休日の部活動は地域展開となり、令和10年度を目標に地域クラブによる大会出場を検討する」旨を明記しています。

さらに、「令和8年9月より、中学校の休日部活動は、学校長が特別に認める場合を除き、原則実施しないこと、地域クラブ活動のガイドラインは別途定めること」を10ページの注記に記載しています。

なお、部活動の在り方に関するガイドラインは、令和8年9月を目途に再度改定を予定しています。以上です。

○丸教育長 ありがとうございました。

御質問等あればお願いします。

○横山委員 9月以降の部活動地域展開に伴い、指導員の募集状況について、現在の進捗状況をお教えいただきたいです。

○鈴木指導課長 全体として100名程度を想定していますが、種目によっては難しい部分もあり、教職員の兼職も必要な状況です。

○辻文化・スポーツ課長 現在、地域クラブとして実証事業を行っている団体や教職員の兼業兼職希望者、そして進行中の公募を合わせると、指導員の集まりは現状で約半数程度です。今後、時期など具体的なプランを示すことで、スポーツ協会やスポーツ少年団からの参画も見込め、各クラブで少なくとも2名の指導者を確保していきたいと考えているところです。

○丸教育長 よろしいですか。

それでは、これより事務報告に対する質疑に入ります。質疑があれば挙手をお願いします。

——よろしいですか。

ないものと認めます。事務報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、事務進行予定について、質疑があれば挙手をお願いします。

——よろしいですか。

ないものと認めます。事務進行予定に対する質疑を打ち切ります。

次に、教育事業全般について、質疑があれば挙手をお願いします。

——よろしいですか。

ないものと認めます。以上で諸報告に対する質疑を打ち切ります。
